

# ふるさと納税に関する住民説明会議事録

日時：令和2年10月29日（木）午後6時30分

場所：奈半利町民会館 2階 ホール

## 次 第

進行：奈半利町地方創生課 畠中 敏幸

1 開 会

2 挨拶 奈半利町長 竹崎 和伸

3 説明内容

(1) ふるさと納税の一連の事案について

(2) 経過について

(3) ふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて

(4) ふるさと納税寄附金の活用実績等について

(5) 再発防止策の策定について

4 質疑応答（意見交換）

5 閉 会

1 開会：午後6時30分

## 2 町長挨拶

皆さんこんばんは。本日はお忙しい中、住民説明会に御参加いただきましてありがとうございます。この度はふるさと納税に関する一連の事案により住民の皆様、寄附者の皆様また関係各位に多大な御迷惑と御心配をかけ、行政に対する不信感を招き誠に申し訳ありませんでした。心から深くお詫び申し上げます。

この一連の事案につきましては、配布資料の1ページ・2ページに記載させていただいております。まず、概要については令和2年3月3日にふるさと納税に関する不祥事により2名の職員が逮捕されました。それを機に同年3月5日付けで総務省から地方税法に基づく報告を求められ、調査を開始したところ、総務省へ提出していた申出書が虚偽の内容であったことが発覚し、更に地方税法に定められた基準に反した返礼品の取扱いがあり、令和2年7月23日から2年間ふるさと納税制度からの指定を取り消される処分を受けることとなりました。

また、既に逮捕されております職員2名が受託収賄罪で再逮捕・起訴され、そのうち1名は更に収賄罪で逮捕・起訴されております。これらの要因といたしましては、チェック体制の甘さ、公務員倫理のモラルの問題等の様々なことが考えられます。

中でも特に大きな要因としては、受託収賄罪等で逮捕・起訴された職員がほぼ1人でふるさと納税に関する業務を担当し、寄附額を大きく伸ばして実績を残す中で、上司であっても口を挟みにくい状態が醸成されチェック機能が働かなくなっていたこと、合わせて、その職員を信頼しきっていたことで判断ミスが生じるなど、長期間に渡って人事異動もなかったことにより、不適切な行為にも気づくことができなかったことなどが考えられます。

また、行政組織は、文書決裁などを通じて複数の目でのチェック機能が働くものであり、不適切な書類が作成された場合、通常、担当課の課長補佐又は課長でチェックがかかるべきところではありますが、今回の事案は、チェックするはずの課長補佐及び課長が不適切な行為をしており、不正の発覚がし辛い状態となっておりました。このような状態を放置したことは痛恨の極みであり、管理監督責任及び任命責任は極めて重いと認識しておるところでございます。

また、職員2名の訴訟状況についてでございますが、「電磁的公正証書原本不

実記録幫助、不実記録電磁的公正証書原本供用幫助、受託収賄」の罪状で元課長が、同罪状に加え「収賄」の罪状で元課長補佐が起訴されておりますが、公判はまだ開かれておらず、初公判の日も分からない状況であります。

また、両被告ともに報道等によりまずと黙秘をしていることが伝えられており、接見禁止の状況も続いております。一方、贈賄側の1件目は令和2年8月5日に初公判が開かれ起訴内容を認めて、その後、2回目の公判が同年10月14日に開かれ、次回の公判で判決が出る予定であります。また、もう1つの贈賄側も令和2年10月15日に初公判が開かれ賄賂を渡したことを認めている状況であります。これらの事案が生じた原因については、議会の特別委員会や第三者委員会からの報告書により様々な要因が挙げられているなか、特にチェック体制の不備については厳しく指摘を受けております。

また、不祥事を行った当人でないと分からないこともあると思われませんが、それ以外にも複数の要因が絡み合って生じたものと推察されます。このことについては奈半利町役場内の職場で生じた不祥事であり、職員全員が当事者意識を持ち、何故不祥事に至ったのか、どのような職場環境・組織体制がそれを許してしまったのか等の検証を行い、当該報告書と合わせて思慮しなければならないと考えております。再発防止に向けましては、人事の適正化に始まり、研修体制の見直し、チェック機能の強化・透明化等あらゆる方面での改善が必要であると考えており、議会の特別委員会及び第三者委員会からの指摘事項並びに皆様からの御意見を踏まえまして、具体的にスケジュールを決め、議会と協議をしながら、令和3年3月を目処に再発防止策の策定をしたいと考えております。そして、二度とこのような不祥事が起こらないよう、また、失った信頼を取り戻せるように職員が一丸となって取り組んでいく所存でありますのでよろしくお願い申し上げます。なお、この後担当課長より一連の事案の経過について説明をさせていただきますが、説明終了後に皆様から御意見御質問を受けることとなります。ただ、職員が受託収賄罪等で逮捕起訴された事案につきましては初公判もまだ開かれておらずまた両名とも黙秘を続け接見禁止の状況で詳細な内容は把握できておりませんのでお応えできる内容は限られた範囲になろうかとは思いますが、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 3 説明：久武地方創生課長

地方創生課長の久武と申します。私からは、一連の経過、以下について説明させていただきます。着席で失礼致します。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。経過につきまして、時系列に沿って説明させていただきます。

平成21年4月1日ふるさと納税制度が施行されました。平成27年4月1日と平成28年4月1日に全国的な返礼品の過当競争を受けて総務大臣より趣旨を踏まえた良識ある対応を求める通知がありました。

平成29年4月1日には総務大臣より返礼割合3割以下、翌年の平成30年4月1日には返礼割合3割以下で地場産品であることが適当であるとの通知がありました。ただしこの時点では国からの要請であり法的な縛りはありませんでした。

平成31年3月29日に地方税法の一部改正が公布され、総務大臣による地方団体の指定、返礼割合3割以下、返礼品は地場産品であることが法令化されました。これを受けまして町長が担当課に対して3割基準への対応を指示しております。

平成31年4月8日に奈半利町から6月1日からの指定に向けた申出書を提出し、令和元年5月15日付で総務大臣より指定団体通知があり令和元年6月1日から令和元年9月30日までの指定を受けました。令和元年6月1日には地方税法の一部改正が施行され、返礼品は返礼割合3割以下で地場産品であることが義務化されました。

令和元年7月22日に奈半利町から10月1日からの指定に向けた申出書を提出して、令和元年9月19日付で総務大臣より指定団体通知があり令和元年10月1日から令和2年9月30日までの指定を受けました。

その後、令和元年10月1日に返礼品を審査するための奈半利町ふるさと納税返礼品等選定委員会を設置して、令和2年3月2日までの間に7回実施しております。

令和2年3月3日に地方創生課の元課長及び元課長補佐が虚偽の住民異動届提出等の容疑で逮捕され、後に元課長は受託収賄罪で再逮捕、元課長補佐は受託収賄罪及び収賄罪で再逮捕され、それぞれ起訴されております。

令和2年3月5日には総務省から地方税法の規定による報告の求めがあり、返礼品等に関する調査を始めました。令和2年5月18日に自粛して寄附金の受

付を停止しました。

令和2年7月15日総務省からの報告の求めに対しての回答を提出しました。

令和2年7月21日に第三者委員会からの報告書が提示されました。その後7月15日に提出した総務省への報告により返礼品の基準違反が判明して、令和2年7月23日にふるさと納税の対象となる地方団体の指定取消しを受けました。

令和2年8月28日に返礼品協力事業者及び農産物等生産者説明会を開催しました。

令和2年9月18日に議会特別委員会からの調査報告書が提示されました。

令和2年10月13日に町長及び副町長の減給処分が決定されました。

続きましてふるさと納税の対象となる地方団体の指定の取消しについて説明させていただきます。資料の4ページをお願いします。

指定の取消し理由につきましては、令和元年10月1日から令和2年3月5日までの間に、返礼割合が3割超又は地場産品以外の返礼品を提供していたため、地方税法の規定により、令和2年7月23日から令和4年7月22日までの2年間はふるさと納税の対象となる地方団体の指定を受けることができなくなりました。

指定の取消し処分を受けまして、令和2年8月28日に返礼品協力事業者及び農産物等生産者説明会を開催して、今後の返礼品の取扱いについての説明と、以下の支援策について説明を行いました。支援策といたしましては、なはりの郷通販サイトでのネット販売による取扱商品の販売支援、奈半利駅物産館での店頭販売による取扱商品の販売支援、販路開拓支援、食品表示の適正化支援、農林水産物加工の総合的な支援、商品開発・衛生管理向上・商品改良・生産性向上支援、各種取組への相談窓口の開設等の支援策を提示させていただきました。

続きまして、ふるさと納税寄附金の活用実績等について説明させていただきます。

ふるさと納税の制度が開始された平成20年度から令和元年度までに、全国の皆様からあたたかい御支援を賜り、12年間の合計で約117億円の御寄附をいただき、様々な事業に取り組むことができいております。

実施している事業は大きく分けて4つで、1点目が「観光で賑わうまちづくり事業」、2点目が「活力のあるまちづくり事業」、3点目が「元気な人づくり事業」、4点目としまして「その他より良いふるさとのまちづくりに必要な事業」に活用させていただいております。

活用実績の一部を紹介いたしますと、ふるさと納税の返礼品に関する事業の他に、認定こども園の高台移転や農業拠点施設の整備事業、18歳までの児童の医療費助成事業や人づくり奨学基金給付金事業等のように継続的に活用している事業もあります。その他にも様々な事業に活用しておりますので、後ほどにも次頁からの「奈半利町ふるさと納税寄附金を活用した事業一覧」を御参照ください。

続きまして資料8ページをお願いします。再発防止策の策定について説明させていただきます。

この度の一連の事案につきまして、町議会の附帯決議や特別委員会の報告書及び第三者委員会からの報告書によって指摘を受けた事項を基にして、議会と協議しながら下表の項目を軸に再発防止策を令和3年3月を目処に策定いたします。

まず、人事異動の適正化につきましては令和2年7月に対応し、今後も実施してまいります。研修につきましては令和2年11月に特別職管理職研修と全職員を対象としたコンプライアンスに関する研修を実施する予定で、今後も折を見て随時実施してまいります。チェック機能強化の項目では、文書決裁の徹底について全職員に通知をしております。会計の機能強化につきましては令和2年6月から返礼品の支出書類で返礼割合を確認できるように変更しております。

ポータルサイトの管理強化の項目では、返礼品台帳の作成と返礼品の登録削除変更の決裁化を実施しております。返礼品数の適正化と寄付金額の統一につきましては制度復帰時に対応いたします。第三者の意見の反映につきましては返礼品の選定委員会に外部有識者の委員を選任することを考えております。選定委員会の機能強化につきましては返礼品事業者及び返礼品の選定について実施要領を改正して、申請時の現地確認の徹底や、返礼品の内容の変更も選定委員会に諮るなどの対応を実施していきます。

事業者及び返礼品の選定に関する項目につきましては地場産品基準等の説明を徹底して行い、様式を改正した申請書を再提出していただきます。また不定期での現地調査も実施して規定に違反した場合は一定期間返礼品の取扱いを停止する等の措置を考えております。

なはりの郷への業務委託の項目ではチェック機能の強化につきましては令和2年6月から発送分と請求書を突合できるよう変更しております。適正な体制づくりにつきましては本年11月以降に詳細を詰めていきたいと考えております。私からの説明は以上となります。

#### 4 質疑応答

##### 質問者A

今説明を受けましたが、私は前議員としてこないだの会でも大変大きな声で唸りましたが、今日は冷静に紙を皆さんに配っておりますのでこれに対しての質問をしたいと思います。

20年間議員として町民を守るためやってきたもので、指摘してきたものが全然今までできていない。例えば令和元年8月奈半利町役場に県警が収賄の疑いで捜査に入る。その後緊急事態にもかかわらず令和2年3月3日まで、逮捕されるまで住民に対して一切の説明はなし。議会からの説明もなし。

2点目、ふるさと納税の新制度に参加できるかどうかを決める国の審査に対し、偽装の申出書を提出していた。令和元年3月と7月竹崎和伸町長は偽装の報告を認めていると新聞には書かれている。それで納税制度で返礼品の偽装、標高400メートルでの寒暖差の激しい米ヶ岡地区で作る米を無農薬天日干しとしてふるさと納税のサイトで紹介して、実際は米が足りない。その中で町内の平野部で作られた無農薬ではない米を納税者に送っていたということ。また、町は生産者から2倍の値段で米を買い取っていたことが新聞の報道などで分かった。議会におった私たちにはそういった報告は一切ない。

それで、平成17年11月に全員協議会でこのことを指摘し、その際齊藤前町長からは、米が足らず議会に報告をせず送っていた、という説明があったが、その後も平成18年6月まで送り続けている。これは米を入れるその方々に調査をして6月まで袋があるからということで、袋をつくっているわけよ。そしたら平野部の場合は米を買い取って乾燥さして販売している。米ヶ岡の標高の寒暖差の高いところは無農薬で天日干し、そして夫婦が竹の竿に米を差したそういった袋を作って納税者に配っていたわけよ。実際は

それじゃない。これは議員もみんなおるわけやき。私が17年10月にあんたらもおったやないの。町長に言うて米が足らんきんということで米ヶ岡と平野部であれだけの米が送れるわけがないわけよ。それを指摘したのにもかかわらず、そしてあなたも18年8月全員協議会で納税業者との取引の市場の値段はきちんと毎日値段をはかってやっておるかということをしたら、柏木君が「やっておる」と。町長間違いないかと言うたらあんたら間違いないという説明をしたじゃないか。それが偽装で働いてなかったという事自体おかしい。担当者の責任にするもんでもない。今では起訴職員に対しては法令遵守ということを言われているけれども、あなたたちが、監修をしなければならない立場におられる方ができないのにそういうことができるわけがない。

そしてあなたは2年後にはふるさと納税に対して対応したいと言うけども、あと1年8か月したら退職じゃない。そして新たに選挙に通ると思うちゅうかね。その間の理想的な形でものを住民に説明するのではない。自分の責任をどういう取り方をするのか、首長としての、そして横におられる副町長にしてもそう。前任の町長がそういうことを指摘しているにもかかわらず、こういう偽装ばかり。それで何ができるがですか。そこのところを説明してください。私はこれ偽装やったらちゃんと自分でこないだはほんと情けなくて自分自身が。腹が立ってあれだけ大きな声を出したけれども。今日は文章に書いてみなに配ってますので。私は嘘は言いません。議員もきております、ここに。その方々も知っております。私が指摘したことを。だから、あなたにも18年に指摘しているじゃない、8月に。全員協議会で、そしたら柏木君は毎日市場の値段を調べてやりゆう言うた時、あなたはやりゆうゆうて言うたやないか。そういう所に偽装があるのに今後どうやってできる。町長ね、ぼくたちが心配しているのはあなたたちを心配しているのじゃないのよ。奈半利町の町民がどのように人から言われ



ゆうか、奈半利町の町民が果たしてこの危機をどうやって町民が乗りきるか、その資質を問われゆうわけよ、奈半利町の町民が。全国に。ましてこれは奈半利町だけの問題じゃない。全国に広がって、新聞などに書かれちゅう。昨年8月に県警が入った段階からこの4月逮捕されるまで何にもしてない。機能チェックができてないということじゃないですか。昨年の8月に県警が入った段階で重要な緊急課題なのに、議会にしても執行部にしても3月に職員2人が逮捕されるまで何にもしてない。調査もしてなければ報告もしてない。それなのになんで今後はやっているとゆうがですか。そこの説明をしてくれませんか。そして今まで指摘してきたことがどうしてできなかったのか。議員として質問してこのことはおかしいと。あきなんかでいっぱいになっちゅうと。業者の言い値でなんぼでもいいから消費税ととったらえいと。そのことが高知新聞なんか堂々と描かれているじゃないですか。たとえば豚肉にしても、米ヶ岡のゆず豚、当時は、豚にゆずを食わせて販売していた。それが肉の量が大きくなり足らなくなりよね、二つの肉の業者を作りゆうね、それらに販売さしておる。そして、こないだ、あなたらあが議員の質問に答えたときに損失にたいして損害は請求せんという言葉をおこないだ聞いたけど、おかしいですよ。例えば高知新聞の7/22の新聞では、16年3月～19年7月までの間に町側から3業者に8億3,000万円が返礼品調達として約3億5,000万円を能勢精肉店が受け取っていたと。能勢精肉店は高知市の卸業者から4,600万円で仕入れており、3億円余りが利益になっておる。そして私がこれ業者に調べたら約3割が大体の利益だと。そうした場合は、2億6,200万という損失が生じているわけですよ。4,600万円の肉を売って3割の利益があったとしてよ、3億5,000万円でお金を払うちゅうわけよ。そしたら3,800万、2億6,200万円もの損失が出ちゅう。こういうこと責任もとらん。

そしてまだまだ有ったというのは高知新聞の5/17には公文書偽造にもあたると。法令違反をしているということなんです。行政が法令違反をおこしたら何を信用するんですか市民は。自分の財産がひとりでに換えられるかわからん、印鑑証明だってやられるかわからん。分かったらこれどうしたらえいろうと。あなたたちがしていることは分かっていたら給料半分下げたらえいろうかと、そういう考えはおかしい。もっと真摯に取り組むんであったら早い段階で。昨年の8月に県警が入った段階で調査してやるべき。これは誰でも常識。

県警は証拠なしで入りません。そういう認識もないこと自体がおかしい。そしてふるさと納税で全国の寄附者を裏切る事にもなっちゅうわけよ。

ゆず豚の問題にしてもそう。当初はほんとに甘いゆず豚やった。それがいつの間にか高知の安い卸肉業者が4600万円で買ったものが3億5000万円で買うちゅう。これ、高知新聞に載っちゅうわけやから。

そして偽装の問題もそう。例えば7/18「竹崎和伸町長は非常に残念な結果で真剣に受け止める。町民や関係者のかたにお詫びし除外処分が明ける2年後」。2年後にはあなたいないんですよ。あと18ヶ月したら退職ですよ。2年後にどうやってふるさと納税あなた対応していけるんですか。こんな目先のごまかし言うたらいかん。2年後にどうやったらできるんですか、かかわることできん、ふるさと納税にあなたたち二人が。あと18ヶ月もしたら退職じゃないですか。ただ18ヶ月黙って文句も言わんとおったらよね、1,000万の退職金が入る。毎月給料なんぼ入りゆう年間。そういう責任というものを取らなあいかん。2人が。まして副町長は前の町長のときからやっちゅうわけやき。そのときに米の偽装を私が指摘しちゅうわけやき。ここにも議員さんがおられます。私が言いゆうことが嘘か嘘じゃないか議員さんに聞いたら分かる。だからこういうことをしては

	<p>いけない。公務員として法を犯すことをしてはいけない。小学校や中学校の子どもに法律を犯して何が言えるんですか。真面目に言いなさい、嘘は言われんぜよと、こういうことを言えるんですか、あなたたち二人は今後。そういう事考えたら、自分の退職を考えて再度住民に信を問うべきやと僕は思うが、どのように考えておられるかちょっとお聞きしたい。</p>
<p>竹崎町長</p>	<p>1点目の元年8月から今年の逮捕に至った間、町として何をしていたのかという質問だったと思うんですが、8月からおっしゃる通り警察が捜査に入っていました。その中で当然我々も何が起こっているのか分かりませんでした。捜査に入ると同時に書類等、これは任意でございますけれども、ほとんどの書類を任意でございますけれども提出しております。</p> <p>私としても当時課長補佐はそこから休職と、休みを取っておりました。電話等では2回か3回くらい話はしたんですけども、当時はやましいことは無いということでそういうやりとりもありました。端的に言いますと、任意の状況でもありますし、警察としても全体的な捜査の内容については私どもにも伝えてくれません。町内の関係者の方に色々回っておるといことはお聞きしましたがけれども、私どもがそれを内容詮索する、そういったことも一定制限されておりましたので、書類も無い中でその期間については警察の捜査を待つということしかなかったというのが現状でございます。</p> <p>それと、飛びますかも分かりませんが、責任問題の質問がございました。たしかにAさんが言われているように来年・再来年には選挙があり、2年という厳密なあれでいけば実際は任期が6月末になりますので、2年という厳密なあれには足りません。ただ、私がこの前申し上げたのはこういう結果を受けて再生に向けて取り組ませていただき</p>

	<p>たいと。そしてそれはある意味、方向性、今回のことを受けて今後こういう方向で行くという道筋をつける。それが私ができるのかというのはAさんが言われる通り。道筋をつけることは任期を全うすれば一定の方向性をつけることができると思いますが、実際のその行為を行うのは当然、選挙もあるわけですから私が行うことになるのか、そこは限ったことではなく、再生に向けて私としては任期中取り組ませていただきたいという事でお話をさせていただきました。</p> <p>その中には選挙があれば当然住民の皆さんの審判を受けることはあろうかと思えます。その認識は私もしております。</p>
質問者 A	<p>平成18年8月全員協議会で納入業者との取引の市場の値段をきちんとチェックできているか執行部に問うと、毎日できているということで柏木くんが答弁した。あなたたちも間違いはないといった。18年度の9%を基金としてはなはりの郷へ回したということでお聞きしたのよ</p>
竹崎町長	<p>18年8月の全員協議会のやり取りについては申し訳ありませんが明確に記憶していませんが、先ほど言われた前段の柏木の答弁について私が追認したということをおっしゃっているんだと思います。担当がそういったことを言っている中で、実務については私はやっていないので、そこは職員を信頼し過ぎていたという結果になると思います。</p>
質問者 A	<p>柏木君がそういったことをしたことによってどれくらいの損失が出たのかということをおは指摘しているのよ。</p> <p>例えば肉の業者にしても、4,600万の肉が3億5,000万円を奈半利町が払っているんですよ。本来なら4,600万の利益の相場は大体3割と聞いてきた。お肉屋さんの業者に。それを差し引いても2億なんぼの損失なんですよ。そういうことも考えたら、あの時になんでしなかったんだろうと。</p>

	<p>私があれば指摘しているのに。そういう事自体が、あの時認識不足だったとか、職員を信頼していただとかそんな問題ではない。</p> <p>現実に損失が出ているという事が高知新聞社に書かれている。他の肉業者に対しても損失を与えている。奈半利町にしても言い値という事は耳に入っている。業者からの納入する品に対して言い値だった。だから足りなければ柏木君と安芸の事業者は、町からもらえばいいと、そういったことも新聞に書かれている。</p> <p>18年のあの時に、私が指摘したときに調べていけば被害はもっと少なく済んでいる。そういったことを考えたら責任というのはいちばん重いと思う。</p>
<p>竹崎町長</p>	<p>冒頭でもふれましたけれども、新聞等で報道されている内容については間違っている内容はないと思いますが、裁判の公判も開かれていません。起訴内容については公判が開かれないと明確にならないということになるかと思えます。</p> <p>今年の3月に逮捕ということになるまで、任意の期間中は私どもにも全容が分からない状況でありましたので、そこは御理解をお願いしたいと思います。当時から誤解を受けていたと思うのは、町長は全て知っているのではないかと町内で言われるが、そういうことは我々には警察も教えてくれないので、どういうことをしているのかもわからない状況です。逮捕になって報道等がありましたが、報道による情報であって、厳密には公判の中で警察が起訴の内容を言うまでは私どもも起訴状を見ることもできませんし、本人も接見禁止ですので、そこは誤解の無いようお願いいたします。</p> <p>損害賠償についてですが、9月議会でも質問がありました。それにつきましては専門家弁護士の方にもそういうことを相談させていただいております。弁護士からは裁判の</p>

	<p>状況を見守って、その状況によって考えていったらいいという指導を受けています。議会で答弁したとおり随時相談をしながらどういう動きができるのかということを取り組んでいきたいと思います。</p> <p>Aさんが言われましたけれども、特別委員会の際の発言についてだと思いますが、損害賠償請求しない、ということは言っておりませんので。私はしていかないといかんと。ただ、内容的なものについては弁護士の専門家に相談しながらやっていきたいというお答えをしたと覚えております。</p>
<p><b>質問者 A</b></p>	<p>なぜあのときああして怒ったかと言うたら、ある議員の親族の方が損害賠償請求をしません、ということあなたの言葉を聞いたからカチンときた。損害というのは町民のお金ながやき。町民がみな裕福になるためにわざわざ奈半利町に納税をしてくれたお金に対しての、一人の親族の方に損害賠償しませんということ聞いたとき、私はカチンときた。だからあなたも私と一緒に、自分が言うたことと言わなかったことが分からんなってるのよ、自分自身が。だから私が言うたことに対しても、全員協議会で言うたことに対しても今わからんと言う。議員さんは知っているのに。私はテープを録ってますから。こないだ二人の方に話した時に、私があの方に言うた時に何故せんかったらうね、私は言うたわね、ということ二人の議員からテープを録ってる。ぼくはそういう証拠がなしにせんきん。</p> <p>そしてあなたの感覚はおかしい。県警が入った段階で損害が発生するのは、それは金額は分からん、分からんけれども一番最初に押さえるのは税務署。早く税務署を押さえる、そしてその次は行政が先押さえる、そして民間に損害があれば民間が押さえる。金額を想定して押さえるという事ができるがよ。そういう認識をもって町としてあたっていかんかったら、何をやられちゃったか分からん。後にな</p>

って知らんわでは通らんわけよ。現実に弁護士とそういう相談はしてないはずや。しちよったら弁護士からそういう形があって仮差押えということが出来るわけなんですよ。僕は議員になる前不動産会社をしてたから。だからそういうことを何にも対応してなかったという事は町民に損害を与えるということですよ。

柏木君の家になんぼの値があるがです。せいぜい2～3千万でしょ。損害は億でしょ、新聞に書いてあること見たら。2億6,520万の損害が出ちゅうがですよ。新聞の調査によると。4,600万の肉を3億5,000万で町が買うちゅうわけやき。そういうことを考えたらもっとしっかりしてもらわなあかん。町民に信用してもらえませんよ。資料は持って行かれて分かりません。でも新聞は書いてますやん、だって。7/22の新聞です3ヶ月ですよ。そういう対応ができてないこと自体おかしい。新聞社がこうして現実に書いてるじゃないですか、新聞は嘘を書きませんよ。確証の無いことを書いてたら大変な事ですよ。報道各社が。そういうことの認識も行政の長として、副町長がおられてそういうことができないということ自体がおかしい。職員6人の方にお聞きしました。今の町政をどう思いますかと。恥ずかしい、新聞にカップラーメンと書かれちゅう。3分の町長、カップラーメン。そんな説明しか議会もようせん。そういうことまで書かれちゅう。それは自分自身が恥じなきやいけないということをわかってない。そんなことを考えたら町民がこれからほんとに。町民が笑われてるわけですよ。奈半利町の町民がどういう風に行政に対して対応していくのか。

そして3つの問題、公文書偽造行使、詐欺罪、納品の偽装、こういうのも発生するわけですよ、あなたたちがなんぼやろうと思うても。訴えようと思うたら。そういうことまで弁護士に聞いてるわけですか、聞いてないでしょ。私は自分に顧問弁護士がおりますからちゃんと聞いてそういうこ

	<p>とが発生するという。だからそれには質問せんがですよ。そういうことが出てきちゅう。</p> <p>そんなことに対する弁護士と相談して町民に説明する問題が発生して早々にしなきゃいけないのに、のんびり、職員がやってきたことです、ハンコがなかった、警察が書類を持って行った、分かりません、そんなことを言う方が長をしてたら恥ずかしい。だから私が言っていることを明日にでも弁護士に相談してみてください。どういうことが起こるのか。公文書偽造行使、これは高知新聞にも書かれています。こういうことが書かれているのにその認識がない。商品の偽装、これは自分たちでわかちゅうはず。肉屋さんは1軒しかないのに2軒作って販売しゅう。米も米ヶ岡の無農薬で山之内一豊、お殿様に献上しよった米ということで、奈半利のふるさと納税には書かれて、それをあてにして買った方もおられる。実際はそうじゃない。平野部のその辺で刈った米を、農薬をしてその日に刈った米を農協で乾燥させて販売し、それを何年間もしてきて指摘されたことによって、足らんかったきやってきた。それを議会に対して。私がおるときですよ。米を2倍の値段で買っているという事を聞いたことはありません。新聞社の報道で知ったがです。肉の偽装も。だからそういうことまでできなかったというのは責任というものの重さというのを考えないかん。それから町民に対して、こうして、あと半年なら半年、1年ならそういうことを改善してから進退を問いたい、というのが政治家や。僕はそう思いますが現在町長と副町長がどのように思われてるかお答えしていただくことはできませんか。それによって質問は終わります。</p>
<p>竹崎町長</p>	<p>責任の事については私先ほどお答えしたとおりでございます。今後のいわゆる損害賠償等の動きにつきましては随時弁護士の方に相談をかけながら、司法と相談していきたいと思っております。</p>



質問者 B

Bです。ちょっと待ってね。

文書を作ってきました。私の後に質問したい方もいるかと思えますけれども若干時間を頂きます。行き違いがあつてはいけませんので、私なりに文書を作ってまいりました。同じものを今前の4名の方にお渡ししましたので、その前提を踏まえまして意見と質問を述べさせていただきたいと思えます。

ふるさと納税に関する住民説明会での意見・質問ということで、私の考え方に立って意見・質問を述べる前に、私としての基本的な考えを以下3点申し上げます。

まず1、全国の皆さんから寄付して頂いたふるさと納税寄付金は、本来は寄付者がお住まいの自治体に収められ、その自治体において住民のために使われるはずの税金であります。ふるさと納税制度の本来の趣旨は、寄付者の善意に基づき、寄付者皆さんのふるさとに対する想いが託された寄付金が、寄付された自治体において、その想いに応えられるように有効活用されてこそ、成り立つ制度であります。

従って、なるだけ多くの寄付額が、寄付された自治体に残る仕組み作りが担保されることが求められることは、言うまでもありません。しかし、奈半利町は、この本来のふるさと納税制度の趣旨に反し、この制度を悪用した町職員2名が贈収賄事件により逮捕され、さらに総務省への虚偽の申出書提出や、今後2年間のふるさと納税制度からの除外など、大変重い負の歴史を町政に刻むこととなりました。

次に基本の2。今回の贈収賄事件、国への虚偽申出書提出、ふるさと納税制度からの除外については、担当課の元課長及び元課長補佐は言うまでもなく、前町長・現町長・副町長・ふるさと納税担当課の歴代課長等の町幹部、議会、監査委員に重大な責任があると思っています。

3、贈収賄事件については、まだ裁判が始まったばかりで判決が出ていませんので、推論でしか申し上げられません

が、事件を起こした直接の当事者は、今のところ、担当課の元課長・元課長補佐と、元課長補佐の親族、そして一部の返礼品納入業者であると思っています。従って、一部の返礼品納入業者を除き、殆どの返礼品納入業者の皆さんは、町のために一生懸命頑張っておられたと思っていますし、非はないと思っています。

以上今述べました3点を基本に、意見と質問を述べさせていただきます。

まず、今回の贈収賄事件、及び国への虚偽申告問題について、根本的な要因がどこにあったのかという観点から、私なりに考えた10項目について、述べさせていただきます。なお、私の考えに間違いもあり、または疑義がある場合は、正確にその根拠をお示し頂き、御指摘頂きますよう、お願いいたします。

まず1点目の原因として、第三者委員会で示された、ふるさと納税返礼品上位100品目における調査結果にも表れていますが、それらについて、一般市場価格を無視したような高額で調達されていた返礼品が、複数存在していたこと。

まず、米。これは私が自分で調査いたしました。実際ずいぶん昔のことはわかりませんが、平成29年から30年、それ以降のこととしてお聞きいただきたいと思います。実際は、コシヒカリの2等米、あとはヒノヒカリの2等米、1等米はないということでした。農協買い取り価格の約2.7倍で実際買取しています。

それ以外にですね、別途が町負担した経費として、識選別と精米費が30kgに対し900円、送料が1件あたり800円、袋代が5kg単位に1枚70円、JA倉庫保管・検査・人件費が30kg毎に1,100円。令和2年4月改定でも約1.9倍となっております。

次、野菜、これは高知新聞の抜粋になりますが、一般市場価格の最大2倍で買い取られていました。

次、贈収賄事件に最も深く絡んでいる豚肉は、配送費を含んだ一般卸価格の5倍。含んでなければさらに増えると。で、具体的には1 kg 1,000 円、これは私もネットでも調べましたけれども、具体的な豚肉の卸価格は1,000 円を境にプラスマイナスありますけれどもほぼ1,000 円。特殊なプレミアムがつくようなものは別の話ですけれども、そういったものはふるさと納税の返礼品としてはまったく送られていません。

1 kg 1,000 円で2,000 kg。高知新聞の記事によりますと1 kg 2,000 円で返礼品加工業者が2,000 kg調達しています。これは卸値価格にしますと200 万円。で、実際奈半利町が加工品業者に支払った額が1,000 万円。ということはこの200 万円の価格とは5倍の値段で購入したという事になります。

次、原因の2点目。柏木元課長補佐が、返礼品納入業者の皆さんを勧誘する時に、「返礼品は言い値で購入する」と言って勧誘していたことと、それらに関する大半の決裁を前町長が口頭で決裁していたこと。なお、元課長補佐に勧誘された方の中には、「言い値で購入する」と告げられたことに不信感を抱き、断った方が複数いらしたことを申し添えます。

次3点目。2019年6月の税法改正前、齊藤前町長在任中に、国からふるさと納税制度の是正要請が4回なされていましたが、その都度、あくまでも要請ということで、全くその要請に応じてこなかったこと。これらの要請を真摯に受け止めていたのであれば、まず返礼品調達価格が一般市場価格と比較してどうなっているかを検証し、高すぎれば見直しを図るべきであるが、実際はほとんどの返礼品について、調達価格の見直しはされてきませんでした。本来寄付額の設定は、返礼品調達価格を基準に寄付額を設定しなければならないのに国の要請を無視し、さらに他の自治体を強く意識するあまり、返礼品調達価格を見直さないまま、

先に寄付額を設定したのために、寄付額に占める返礼品単独の調達率が、国が要請していた 30%を大きく上回る率となってしまう、調達率が高い返礼品が多々存在することとなりました。

この件は実際、県の職員の方が調査に来られて、2週間来られて上位 100 品目の 97 品について違反があったと。実際第三者委員会で示された数字ですけれども 80%、90%もいっぱいあれば 192%まであります。これは単純にその品物だけの単価として。これにさらに送料とか事務手数料いろんなものを加味されれば 200%を優に超えているものもありました。

次 4、私の知る限りにおいて、具体的な名前を出して申し訳ありませんが、細川さん、濱内さんの両名がふるさと納税担当課の地域振興課長を務めていた時、ふるさと納税返礼品に係る最も重要な、1 返礼品納入業者選定、2 返礼品選定、3 返礼品調達単価の決定、4 寄付額の設定にかかる決裁行為から、結果的に外されていたこと。これは、濱内課長とのやり取りの中で確認しております。これらの重要な決裁は、柏木元課長補佐と町長の 2 名、若しくは副町長を加えた 3 名で決裁処理されていたと思われまます。このことは、奈半利町の職務規程からして考えられない異常な事態であります。総務課長に、当時誰の指示でこういった事態になっていたか問い質しましたが、明確な答えは示されませんでした。このような異常な決裁処理は処務規程違反であり、到底担当課長の一存で出来ることではなく、町長若しくは事務方トップの副町長の指示がなければ、決してあり得ないと思います。また、この異常な事態について濱内課長自ら町長若しくは副町長に対し、異議を申し立てたことがあるのかと、改めて尋ねましたが、これまた明確な答えは返ってきませんでした。ふるさと納税返礼品の請求行為に対する支出についてのみ決裁をしていたとのことであります。この重要な過程に担当課長が関わっていたら、税法

改正前の総務省要請にも真摯に向き合い、正しい方向に軌道修正できた可能性も多少はあり得たのかなど、悔やまれます。

次5点目。前町長は2008年からふるさと納税制度を推進するにあたり、当初の考えとして「寄付金はまず返礼品納入業者に還元せえ、町に金は残らんでえい」との考えを示しており、その理由はふるさと納税制度を軌道に乗せ、寄付金確保による税収増を図ることと平行して、町民の収入増や就業意欲向上、若い世代への投資、雇用人口の増とその確保等々の相乗効果を狙った地域振興と活性化の考えであったろうと推測いたします。その考えは間違っておらず評価されるべきではありますが、かたや一方ではふるさと納税制度が一定軌道に乗ってきた時期においても、返礼品調達価格はほぼ見直しされることなく据え置かれてきましたし、前町長の返礼品生産者・加工業者に対する基本的な考えが変わることなく、町長が交代しても受け継がれてきたこと。この考えは前町長の時に議会にも示されています。令和2年6月19日開催の第2回不正問題調査特別委員会録に濱内課長の発言が記載されています。

6、ふるさと納税事業を委託されていた「なはりの郷」が、ふるさと納税返礼品納入業者から提出された請求書の返礼品ごとの単価をチェックする仕組みが、存在していなかったことを確認しています。具体的には返礼品納入業者との契約が取り交わされていない、単価をチェックするための返礼品ごとの単価を記した一覧表、またはそれに準ずるものが存在していませんでした。さらにこのことから、何を危惧するかと言えば、仮に今日返礼品納入業者の請求書がなはりの郷に提出されたとします。なはりの郷は請求書記載の単価を確認する術がないので、その請求書に記載された返礼品単価はチェックされずに、送付先情報・返礼品名とその個数の確認と合計金額を検算し、その請求金額になはりの郷自らの手数料を上乗せし、奈半利町に提出します。

奈半利町は決裁し、公金からその請求金額をなはりの郷に支払い、なはりの郷は手数料分を差し引いた金額を返礼品納入業者に支払います。返礼品の単価見直しがされていない前提で、数ヶ月後に同じ返礼品納入業者から同じ返礼品で単価のみが異なる請求書が提出された場合、やはりその単価についてはチェックする術がないので、疑われることなくその請求金額が同様の流れにより支払われるといったことが危惧されます。このようなことを意図的に画策し実行した返礼品納入業者が存在したとは思えませんが、このようなことがまかり通る状態であったと、容易に想像できます。

次7点目。令和2年4月までは返礼品調達単価の見直しが殆どされてこなかったこと。

8、以前から議会は、「前町長がふるさと納税制度への参加当時から、寄付金はまず返礼品納入業者に還元せえ、町に金は残らんでえい」との考え方を町幹部から聞いており、そのことを議会として認識していた上に、さらに多数の町民から返礼品納入業者選定と返礼品調達価格について疑問や問題視する声が上がってきていたにも拘わらず、それらのことに向き合うこともなく、町執行部を深く追求もせず、返礼品調達単価や寄付額の設定について精査することなく、検証すらしてこなかったとっております。

9、平成30年度の監査資料に記載されている通り、同年のふるさと納税制度における収支決算は、寄付金37億4,560万円に対し、収支は7,169万9千円で1.9%しか残っておりません。経費が98.1%もかかっていることから、誰が見ても異常であると思われるが、このことに対し監査委員は詳細な調査・監査を行うこともなく、結果的には行う体制ができていなかったという事だと思っておりますが、この決算を了承しています。

ちなみに、前年の平成29年度も同様な収支であったにも関わらず、この年度においても同様に了承している。ちな

みに平成 29 年度はほぼ 100%経費に使われております。町に残ったのはたった 0.5%。ふるさと納税に関する決算が、高額の寄付金を集めた平成 29・30 年度と 2 度に渡り異常な収支状況であったにも拘らず、監査体制の不備を理由にその内容を精査することなく、結果的に監査委員が見過ごしたことになってしまったこと。

最後 10 点目。4 番目の要因においても述べましたが、地域振興課がふるさと納税の担当課であった当時、担当課の課長が、1. 返礼品納入業者選定、2. 返礼品選定、3. 返礼品調達単価の決定、4. 寄付額の設定にかかる決裁行為から外されていたこと、を議長は把握していたが、このことに対し議会として、その目的・隠れた意図を町長・副町長に質すことなく放置していたと思われること。議長が把握していたことは、令和 2 年 7 月 2 日開催の第 3 回不正問題調査特別委員会において、議長の発言が記載されています。

以上、10 項目が今回の不祥事の要因であったと、私は考えています。

次に、今回の不祥事を招いた最大の原因は、返礼品調達率の高さであり、そのことが町長が代わっても見直されることなく放置され、その上に嘘を積み重ねてきた結果が招いたことであり、前町長・現町長・副町長の責任は、非常に重いと言わざるを得ません。また、議会、及び会計監査の責任も当然問われなければならないとの思いから、質問と要請を申し上げます。

なお、収賄罪に問われている休職中の町職員 2 名については、判決が出てからの処罰とならざるを得ないことは理解できますが、2 名以外の容疑者証言からしても犯罪行為を犯したと、容易に想像できることから、到底許すことはできません。

1、町側の責任について質問します。町側の責任は、逮捕された森岡、柏木 2 名の職員はもちろん前町長、現町長、副町長、そして当時、ふるさと納税業務を担当していた課の

課長にあると考え、質問します。

まず1点目、竹崎町長は、平成30年の町長選挙の時、公約として「ふるさと納税についてガラス張り化を図る」ことを公約にしていたが、あれから2年以上経過しても、その公約を果たしていない。公約をすぐに実行していたら、今回の不祥事の全てとは言いませんが、特に総務省への虚偽申告の提出や、ふるさと納税制度からの除外は、避けられたかもしれないと考え、今日に至ってもこの公約を果たさずにいる竹崎町長の責任は、極めて重いと考えます。有権者に約束したことが、これだけ時間が経過したにも拘わらず、果たせていないのは何故か、その理由を具体的に示して下さい。私は、町長選挙から2年以上経過しながら公約したことが、今どうなっているかさえも町民に説明せず、公約を果たさない者は、有権者を裏切っていることであり、町長の資格はないと思っています。

詳細は割愛しますが、私が衛生委員会の委員長として、2019年5月29日に副委員長と二人で竹崎町長に面会し、衛生委員会の総意として取りまとめ提案した件についても、あれから1年5ヶ月が経過しますが、何ら回答がないまま放置されています。重ねて申し上げます。途中経過さえ示さず、約束したことを守らない者は、町長の資格はない。このことについて、町長の考えを示して下さい。

2、竹崎町長に伺います。町幹部は、前町長時代から奈半利町は、ふるさと納税寄付金に対する返礼品の返礼率が高いことを前面に出していたことを認識していたにも拘わらず、泉佐野市等における高額返礼品問題等々を背景とした総務省からの度重なる是正要請に耳を傾けることなく、返礼品調達額についても令和2年4月までほとんど見直すことをせず、基本的には、前町長の考え方を継承し、ふるさと納税制度を運用してきたと思われるが、その理由は何か明確に示して下さい。

3、竹崎町長、高橋副町長、濱内総務課長に伺います。ふ



るさと納税返礼品について調達価格が市場価格より高額であった品物が複数存在していたことは、三人とも認識しておられると思うが、具体的にどの品物が高額調達品であったかを、自ら調査し確認したか、三人それぞれが調査した品物と、その内容について、具体的に示して下さい。

4、竹崎町長と高橋副町長に伺います。2019年4月の総務省への虚偽申出書提出についてですが、提出に至るまでの経緯等詳細な内容は省略しますが、ふるさと納税制度参加を車の運転に例えるなら仮免許で運転中であり、今回は本免許を交付してもらえるかどうかの大変重要な申出書の提出であったにも関わらず、処務規程に沿った決裁がなされていない、記憶がない等々、挙げ句の果てには、柏木元課長補佐が処務規程を無視し、勝手に提出したことになっている。まさに「死人に口なし」と言っても過言ではない。こんな幼稚なことは、町民誰も納得できることではないと思います。今後の町政運営と住民生活に重大な影響を及ぼすことが、容易に想像できることであり、担当職員と担当課長兩名には、メールを送信する前段で「必ずその内容を町長・副町長の複数の目を見て、その内容が適正であるかを確認したうえで送信すること」と強く指示をしておけば、間違いなく町長自らが指示した内容になっているかを確認できた訳であるし、このような幼稚な答弁をする必要もない訳である。

このようにたって当たり前のことが、何故疎かになってしまったのか、本当に理解できません。さらに、奈半利町が、2019年7月に改めて総務省に提出した2回目の申出書も虚偽の内容でありました。これらの責任は、柏木元課長補佐にあることは勿論ですが、町長・副町長の責任は、大変重たいと言わざるを得ません。このことだけでも、町長と事務方トップの副町長は、辞任に値すると考えますが、明確な考えを聞かせて下さい。

5、前4項の質問に関連し、総務課長に伺います。2019年

4月に、総務省宛申出書を柏木元課長補佐が処務規程を無視し、勝手にメールを送信したということではありますが、それを裏付ける意味で、そのメール送信をメールサーバー側に保存されていると思われるログで確認したか、回答願います。

6、次に、竹崎町長、高橋副町長に伺います。お二人は、2020年10月13日に開催された臨時町議会において、今回の大きな不祥事の責任を自らに課すため、議会にその給与減額案を提出し、全会一致で承認されました。その内容は、竹崎町長が40%減給6ヵ月、高橋副町長が30%減給6ヵ月という内容です。この期間に冬のボーナスと期末手当支給月が重なると思いますが、お二人の減給の合計額を示して下さい。

柏木元課長補佐は、贈収賄罪で起訴された金額約9,700万円と時効分を加えると、約1億円を超える額を実質公金横領したことになりますが、この実質公金横領した額と、今後2年間ふるさと納税制度から除外された結果、町が被る税収減を加えると、莫大な額を失ってしまったことになりますが、お二人が減給した合計金額は、この損害と、総務省宛虚偽申出書提出の問題を併せて考えた時、本当に妥当な減給処分と言えるのでしょうか、妥当な責任の取り方でしょうか、甚だ疑問であります。お二人には、大変失礼なことを言いますので、お許し願いたいと思います。お二人それぞれの年収は、町の決算書類にて確認できます。お二人の現在のそれぞれの年収と、奈半利町民の平均年収を比較すると、今回お二人が減給される額をそれぞれ差し引いても、奈半利町民の平均年収の約3倍近くの給与が町から支給されると思いますし、退職金が4年ごとに支給されることを考えると、町が失ったものの大きさからして、この処分内容で、町民が納得できるとは、私には思えません。町民の視点に立ってみると、今回の責任の取り方は、あまりにもことの重大さを反映していないように思えてなりません。本

当にことの重大さを認識しているのかと疑いたくなるし、大変甘い責任の取り方であると感じます。奈半利町が今回の不祥事でどれだけの損害を被ったか、ひいては今後の町民生活に多大な悪影響を与える可能性を秘めていることを、本当に理解しているのでしょうか、お二人の考えを聞かせて下さい。

7、竹崎町長に伺います。簡潔に言うと、森岡元課長と柏木元課長補佐は、ふるさと納税制度を悪用し、返礼品調達において町が支払った金を還流させ、自らの懐に入れた訳であり、実質公金横領であると思います。従って総額約1億円について、民事訴訟において取り返すよう強く要請しますが、このことについて現在の考えを聞かせて下さい。

8、竹崎町長に伺います。2019年4月に、柏木課長補佐が処務規程を無視し、総務省宛のふるさと納税に関する申出書を偽造し、勝手に提出したとのことであるが、これは、公文書作成及び行使の犯罪行為であるため、懲役1年以上10年以下の犯罪です。刑事告発をするべきと思いますが、町としての考えを示して下さい。

9、竹崎町長と高橋副町長に伺います。まず、森岡元課長、柏木元課長補佐の犯罪行為に対し、有罪判決が確定した場合、お二人は改めて責任を取ることを考えているか、お尋ねします。私としては、もし贈収賄事件で町職員の有罪が確定した場合、虚偽公文書作成及び行使と、ふるさと納税制度からの2年間除外という今回の度重なる不祥事を総合的に考えた場合、お二人は潔く引責辞任し、お二人共に退職金は辞退するよう強く要請いたします。お二人はその職務・職責において、それに見合う高給を町から支給されていますが、これは町政運営上いかなることに対しても常に責任が付き纏っていることへの対価であると考えます。従って、今回の度重なる不祥事への責任は引責辞任しかないと思います。このことについて、お二人の考え方を示して下さい。さらに、ふるさと納税担当課の課長と濱内総務

課長について、責任の取り方をどう考えているのか、お示し願います。

10、竹崎町長に伺います。休職扱いとなっている森岡元課長と柏木元課長補佐の給与についてですが、現在町長の裁量により、60%が支給されていますが、町民感情からして、多数の町民が納得出来ないと考えています。町長の裁量に委ねられていることなので、再考し、さらに減額する考えがあるのかないのか、回答願います。

11、高橋副町長に伺います。2020年6月18日の高知新聞朝刊の記事によると、奈半利町は2018年11月、ふるさと納税ポータルサイトを見た総務省の担当者から県の担当部署に「奈半利町はまだカニやホタテを扱っている。取りやめると言ったではないか」との連絡が入った。県担当部署の職員は驚いた。国の基準に合わせて返礼品を地場産品に限るよう県が求めた結果、奈半利町は「カニ、ホタテなどは2018年10月末でやめる」と約束したはずであった。県職員が奈半利町を訪ねると、副町長らは、「在庫を抱えた業者を守るため、分かって欲しい」と訴えた。この業者とは、贈賄容疑で逮捕された松村通成の水産会社のことであり、10億円のカニなどの在庫を抱えていたと、この記事は当時の県と高橋副町長らのやり取りを紹介しています。

この記事の内容からして、公職に就く者が、一民間業者のために県担当者に民間業者自らが招いた在庫の救済措置として、ふるさと納税制度に相応しくないということで、総務省から県を通じ取りやめると約束していたことを反故にするような要請をしたことは、公職に就く者として果たして適切な行為なのかと、思わず疑いたくなります。当時ふるさと納税返礼品業者は通成水産だけでなく、総務省の返礼品基準の厳しい見直しの影響を受け困惑していた業者は、他にも存在していたと容易に想像できるが、何故通成水産だけにとも受け止められるような対応を取ったのか、理解に苦しむところであります。公職に就く者は常に公平

公正でなければならず、この県への要請は公務員倫理からしても甚だ疑問であります。このことに対し明確な回答を求めます。

12、高橋副町長に伺います。総務省への虚偽の申出書提出についてですが、その申出書の作成にあたり、竹崎町長は返礼品調達価格を見直す時間がなかったから、寄付額を上げて30%となるよう操作し申出書を提出せざるを得なかったと、説明されていました。

私からするとそれは詭弁でしかありません。何故なら、平成27年4月以降、平成30年4月まで4回総務省から改善要請がなされています。この期間は齊藤町政の頃でありましたが、この4回の総務省要請に真摯に向き合っていれば、町として見直す時間は十二分にあったことは明らかであります。このことについて、お答え願います。

13、竹崎町長に伺います。総務省への虚偽の申出書提出は、ふるさと納税返礼品納入業者の皆さんを守るために、やむなく行ったと説明されていますが、奈半利町の町民は、返礼品納入業者の皆さんだけではありません。町が行ったこの行為は犯罪行為であり、町民からして決して許されることではなく、結果的に町民からの信頼を失い、一部の返礼品納入業者を除き、まじめに一生懸命協力されてきた返礼品納入業者の皆さんや、全国から善意で寄付していただいた寄付者の皆さんを裏切ることとなりました。このことについて、お答え願います。

次14、竹崎町長に伺います。冒頭の根本的な原因中の1項に関連して質問します。この項では、米・野菜・豚肉の調達価格が、一般的な市場価格等と比較すると、高額で調達されていたことを具体的に説明させていただきました。他にも調達額が市場価格より高額で調達した品物があるかもしれませんが、これらが適正な市場価格に準ずる価格で購入されていた場合、寄付者は市場価格より高額で購入していた品物を入手するために寄付した額より、同じ品物を少

	<p>ない寄付金で入手することができます。本来特別な価値があるような品物を除き、一般的な品物の価値・価格は、資本主義社会における市場経済活動においては、当然様々な原価・利益、同じ品物の市場価格とその動向、売り手の戦略、売り手・買い手双方の信頼関係、売り手・買い手の良心、需要と供給のバランス等々の上に成り立っていることは、私が説明するまでもありません。誤解のないように申し上げますが、全ての奈半利町の返礼品が、市場価格に比べ高額で仕入れられていたということでは、決してありません。</p> <p>しかし、豚肉のように一般市場卸値の約5倍の額の請求に対し、奈半利町はその返礼品加工業者に公金を支出しています。この仕組みこそが、柏木元課長補佐やその親族等が、実質公金を中抜きにして私腹を肥やす抜け道になったということです。話が少し逸れましたが、ようは寄付者に一般市場価格から大きくかけ離れた非常識な価格で調達した返礼品をさも高返礼率であると見せかけ、詐欺行為に等しいことを奈半利町は全国の寄付者に対し行ってきたということになるのではと、私は思っています。</p>
<p>※</p>	<p>質問時間が長時間となり、質問項目も多かったため、後日文書にて回答することとなった。</p>
<p>質問者C</p>	<p>もういっぱい待ったぞ。ええかげんにせえよ。</p> <p>改善の所でね、人事異動の適正化という所で、定期的な人事異動というのは1年ですか3年ですか5年ですか。</p> <p>それと今回の柏木課長補佐にながいことやらせたからと言ってましたけれど、一人に任せたという事が改善策には書かれていない。2ページ目に「全職員が当事者意識を持ち……しなければならない」と書いてありますけれども、一人に任せたらその一人の考えでやるわけですわ。複数の人でやったら同じことやってもこれがいい方法じゃないろうか、とか検証しながらできるわけですわ。それが民間で</p>

	<p>は当たり前です。役所はそんなことしません。一人に任せたらそれっきり。</p> <p>先日「マイナンバーカードの更新に來い」言うから行きました。そしたら「今日は担当の人が休み取ってますからまた来てください。」と言われた。それで、また行ったら、そんな大したことじゃないがですよ。パソコンをやったらいだけの事ですわ。おんなじ職場内で誰でもできる体制をとらないかん。一人に任すからいかんがよ。その辺がここの中で一つも考えられてないし、役場全体はそういう一人に任せてその人が何やりよっても知らんかそ。役場の人が複数体制でやったらチェック体制にもなるし良い方法ができるわけですわ。そのあたりが今まで役員の人がそういうことをしてこなかったから、そういうこと考えてこなかったからこの防止策にもそういったことが一言も書かれていない。そういう体制を作らないかん。どの部署もそういう体制を作ったら町民が利用しやすい、そういうことです。</p>
<p>竹崎町長</p>	<p>定期的な人事異動とは何年なのかという質問ですけれども、3年とか5年とかいう年限を聞かれるとですね、そういう考えではおりますけれども、Cさん分かっていただけだと思いますけれども、奈半利町役場の庁舎内部には職員が40人ぐらいになります。その中に課がありますので、なかなか3年5年でパンパンパンと変えるということが難しい面もありますので、実際は8年いたりとか2年で変わったりということもありますけれども、基本的には3年とか5年とかいったことで考えていきたいと思っています。なかなか人数が少ないので皆に平等にそういう年数でいくかというたら困難な部分もありますので、そこは御理解をお願いします。</p> <p>それと後段の部分でありますけれども、窓口の対応について町長としてお詫び申し上げます。そういう対応につきましても、そういった住民の皆さんの意見もよく聞きます。</p>

	<p>例えば同じ課の中に5年居たとしても、2年くらいで課の中での担当を変えていくといったことを含めて、もうやっておる課もあります。ありますので、どうしても二人つけても、どうしても片方に偏るといことも傾向もあるんですよ。そういうことがないような体制は目指してやっていきたいと思いますので、今後そういうことで努力していきたいということで御理解をお願いしたいと思います。</p>
<p>質問者D</p>	<p>町長、さっきから聞いてたらこれからやっていく、言い逃れしかしやあせん。あんたら町長は適材適所は人を見て何年置くかは、それがあんたの仕事やろ。人を見てどこに合ってる合ってないは。</p> <p>そんな言い逃れはいらん。去年からこういう噂があって、本人は休職しちよったわと。町が先調べないかんやろ。警察のことなんか町民は新聞で見て皆知ってた。警察が去年入った時点で役場は役場でちゃんと責任として調べちよかないかん。言い逃ればっかりあんたらしゆわけよ。もうええわ。それはもうええけど。第三者委員会も言われたとおり、議会が仕事してない、あんたも仕事してない。あんたら40%給料減らしたところで、奈半利町の町民の給料の何倍。言い逃れ言わずに、いつどうなったら責任取るということだけ話してくれ。議会も解散してやりなおさせ。出直させ。議員が、議会が役場の手先になってる、俺に言わせたら。職員に媚び売って。職員を議員とひつつけたらいかんわけよ。あんたら、それを今までしてきちゅうわけよ。平地の米を2倍、3倍で議員が買ってもらったりしちゅうやろ。そんなこと分らん町長がどんなにするがな。ここで。いつ責任とる。お前がおるうちに議会解散して出直させ。それから、あんたも責任とれ。</p> <p>それだけ答弁してくれ。俺は帰るき。</p>



竹崎町長	さきほど質問者Aさんに先ほどお答えしたとおり、私としては任期中ふるさと納税立て直しの方向性を目指してやらせていただきたいということで御理解をお願いしたい。
質問者D	議会が仕事してないから、こういう不祥事が起きたわけやから。あんたが権限があるがやから。議会解散して出直せ。
竹崎町長	町長には議会の解散権はございませんので。
質問者E	<p>私は奈半利町に移住して16年になりました。今奈半利町外の知人から「奈半利町民は一体何をしているんだ。」と針のムシロです。これをどうにかするには自分たちが団結するしかないと思っています。2つ御提案させていただきます。</p> <p>8ページの再発防止策について長々と記載されていますが、そもそも今の制度というのは大枠をつくって制度設計は運用側に任せると。それはGOTOキャンペーンでトラブってますけれども、そういうようなやりかたに切り替えてきています。なのでこのふるさと納税に関しても制度設計は運用側できちんとやらなければいけない、ということになっております。3割返礼ということなので残り7割が1万円取ってきたら7千円を自治体が好きなように使えるわけなんですね。これが実は犯罪の温床を生んでいるわけなんですね。どのように使うかによっては官製談合も可能ですし、この防止策を見ても3割のほうは一生懸命やるのかなというふうに感じましたけども、残り7割の方で悪いことできないようにするというのが、今後のやりかた、制度設計を見直してもらえればな、と思います。</p> <p>もう1点はですね、総務省に提出する際にですね、チェックの人数が足りないのでいろんな部署から人数をかき集めて</p>

	<p>チェックさせたというような経緯でよろしいですかね？それは違えますか？私はそういうふうに認識しているんですけども、そのチェックに関わった人間・職員がですね、どういうチェックをしたかということと、その職員たちが今どう思っているのかというのが非常に気になります。町長が9月の議会の時に町議が今後の損失いくらになるかという答えについてわからないという答弁がありました。その時におかしいなと思ったのは、自分で分からなければ職員におとせば良いわけですよ。数字が独り歩きするから言えません、というようなニュアンスではなかったと思います。なので、きちんと職員に命ずることができる体制になっているのか、職員がそれをこなせる環境であるのかというのが疑問に思います。なので2つ目の御提案として匿名有で職員全員のアンケートを行ってください。以上です。</p>
竹崎町長	<p>先程の御質問についてですけども、最初7割というのは調達費は上限3割なんですけれども、それに募集の経費等を</p>
質問者E	<p>全部含めた形で7割。3割は決まっていますよね、それ以外の使われ方によっては犯罪に温床になる可能性があります</p>
竹崎町長	<p>その2割の部分が、ということですか。</p>
質問者E	<p>7割です。単純に3割は返礼品の額として使います。残りの7割は必要経費もいくつもあります。ただし、誰もがハッピーながですね、実はこの中では。</p> <p>一番損しているのは、税金を取られた自治体が一番損しているのであって、この中で水増し請求が行われたとか、後からキックバックがあるとかなんか運用次第では犯罪の温床になります。</p>

竹崎町長	<p>基本的には、3割ありますよね。それに送料であったり、募集、ポータルサイトの手数料であったり、そういうものが募集の経費となるわけですね。そんでまだ細かいことをいいますと、募集の経費ではないですけど、事務経費というものがあるがですわ。そういうものを除けたものが結果的に基金として積みあがりますので、で残り基金としていくらある、さっき言った事務経費がなんぼいっちゅう、送料がなんぼいっちゅう、ポータルサイトへの手数料がなんぼいって募集経費がなんぼいっちゅう。3割を足すと10割になるということでのチェックをしていくようになるがですね。</p>
質問者E	<p>7割のチェックの部分が大事ながじゃないがですか。その3割はこれだけ総務省に叩かれたから3割はいじることにはできないですよ。7割で悪いことしようと思ったらいくらでもできます。</p>
竹崎町長	<p>そこはおっしゃる御指摘を受けてチェック体制も含めてですね、管理していきたいと。</p>
質問者E	<p>今まではね、ザルです。奈半利町のルール、ザルです。それは何回も私副町長にも指摘しました。それは分かりますよね。</p>
竹崎町長	<p>こういうことになって皆さんに御迷惑をかけておりますので、御指摘は厳粛に受け止めなければならないと思っております。それと後段で言われました職員へのアンケート等につきましては、これはもう実施しております。</p>
質問者E	<p>主要メンバーだけでなく</p>

<p>竹崎町長</p>	<p>全職員です。内容的には項目を4項目に分けて、記述式になってますけれども、その部分を全職員を対象にですね、アンケート調査を現在実施しているところであります。そういうことも含めて職場内での取りまとめを行い、内部での改善というところにも活かしていきたいと思っています。</p>
<p>質問者F</p>	<p>わたしは奈半利町以外の人から聞かれたときに「奈半利町どうなっちゃう」って言うき、役場の職員は税金は小遣いと思ってます、と言うことにしてます。これは私の実体験で、私は隣保館に教えに行っているときに買わんでもえいっていう物を、わざわざ買いました。使わないのでよその町、奈半利町以外へ何年も貸し出しました。そういうことが職員がするという事は配置換えをしようがアンケートを取ろうが何をしようが無駄やと思います。</p> <p>それと、この間の8月20日にここで会をしたときに私も傍聴しましたが、住民の方に背中を向けてそれで会をするってそんだけ住民をなめてるか、って思いました。とっっても腹が立ちました。これはもう私が年寄りやし女やし男の人と違うきって思われたらそれまでですけど、それは税金自分たちの給料を貰っている住民に背中を向けて話をするって。しかもこんなに大事な会のために、あんまりじゃなかったですか。そのことをその前にいる方に言いました。「あれはぼくらが並べた席やないき、議会の並べた席やき知らん」ってそれはないと思います。そういうことを、いかんかったらいかんって言える雰囲気じゃないとやっていけないんじゃないですか。</p> <p>それともう1個、これはこのこととは関係ありませんが、あるリハビリ病院で診察料をとっていたので、しかも診察しないのに診察料を取っていたので、役場の偉い人にこうこうです、って言いましたらその話をスルーしました。私は県の医事課にも社保庁にも行きました。電話もしました。</p>

	<p>知事部局にも行きました。知事部局は個人の話だから取り合ってくれませんでした。返金するかなと思って、医事課へも何回も掛け合いましたけれども、それは私たちの仕事じゃないって言われました。県もそれは体質ですけど、元を糺せば奈半利町のその私が最初に発した時にその人が取り合ってくれてたら、きちんと払わなくてもいいお金を取られていた人たちにもものすごい金額の返金があったと思っています。そういう偉い人がおる中で、人を変えようがアンケートを取ろうが何をしようが体質は変わりません。とにかく税金は税金として扱ってください。これはずっと何年も思っていました、やっと言えました。</p>
竹崎町長	<p>Fさんの御指摘厳粛に受け止めさせていただきます。ただ、我々といたしましてはやはりそういう苦情、対応を少しでも、少しでもと言うたらまた申し訳ないんですけど、改善できるような形に全職員で努めていかなければならないという思いでございますので、そういうことでなんとか御理解をお願いしたいと思えます。</p>
質問者F	<p>どういうふうな対処をするのかこれからきちんと見ていきたいと思えますけれども、今までの前町長とかその前の町長とかのやってきたことが今に反映してると思うんですけども、それが分かったら分かったときに、町民から苦情が出たときに立場を変えてきちんと対応すべきものが役場の上の立場のある税金をどっさりもらってる人のそれが仕事ですよね。他に何の仕事があります。住民の為に働く以外に何の仕事がありますか。だから昔から奈半利町って言われますよね、奈半利町が一番高給取りは役場の職員やって私も聞いた事ありますけれども、それではいかんがじゃないですかね。またいらんこと言いました、また言われます、えらい女やねえって。以上です。</p>

<p>竹崎町長</p>	<p>すみません。先程私が言ったのはこういうことで、と言うのはまたこれ言い訳になるんですけど、Fさんアンケート取っても何してもいかんという言葉がございましたので。アンケートを取って内部で自浄能力を高めることであつたり、この8ページに記載しておりますふるさと納税に関する改善策になっておりますけれども、一般の行政実務・住民対応含めて研修あらゆることを含めて対応を少しでも改善していかなければならないという思いでございますので、よろしくお願い致します。</p>
<p>質問者G</p>	<p>なかなか厳しい住民の皆さんの声を聞かせてもらいました。自分はですね、今後の中でどうしたらいいかということを考えてきたわけですけども、アンケートということが出ましたけれども、アンケートじゃなくて、今日の意見を含めたことを職員全員を集めて会をして、それによって職員個々に意見を出してもらって、そしたらどうしたらいいかということになってくる。職員一人一人が意見を出すというか、そういうことをやってもらいたいと思います。それともう一点、自分は何年か前に監査委員やりましたけど、監査委員言いますと何もかにも分かるかなと思うたらそうじゃないがです。1ヶ月に1日出てきます、それからあと2月3月に1週間、それから7、8月の間に1週間それは決算審査ですけども。要は月に1回ながですよ。それで見ると言うのは支出命令書これくらいあります。それを全部見ていきます。それだけで1日かかります。そんなことじゃなかなか監査言うのは難しいがですよ。</p> <p>それで自分が思うのは、やはり監査職員というのを設けてもらって、職員のなかでそういう細かい書類はその方が見てですね、ちょっとおかしいものに付箋をつけてもらってですね、それを集中的にチェックするとかそうでもせん限りね、中々いかんがじゃないかなと思います。それをね、どこでやってたかというとな、徳島県那賀町でやってまし</p>

	<p>て、そこは合併前に収入役がものすごい公金を不正してまして、それで合併の選挙で町長になったがです。町長になってから分かったがです。なかなか太いお金ですのでなかなか分かりにくかったという事で、そこで那賀町が考えたのは監査委員の職員を作ったがです。ただその職員は職員に恨まれるがです、全部チェックしていますのでね。入札価格だけじゃなく全部です。けどそれだけの権限を町長が与えなかったらその職員は動けんし、役に立たんということになります。それをぜひ難しいと思いますけど御検討をお願いしたいと思います。以上です。</p>
<p>竹崎町長</p>	<p>1点目のアンケートの件ながですけども、先ほども申しましたように一定の項目に分けて記述式、意見を書いてもらうようにしてます。はいとかいいえとかじゃなくですね。職員の思いを書いてもらうようにしてますので、それをまとめていかに活かしていくかということやと思いますので当然意見の収集だけはいかん。これを活かして前進していくようにやっていきたいという思いでございます。</p> <p>それとその状況によって全体会になるのかどういう形になるのかという事も含めて、1歩2歩進めてそれを基本に職場内には。それは職場内の話ですので、これがすべてではないですので、今後の改善の中には当然今日頂いた意見を反映せなあかん。今日だけやなくして、住民の方からの意見も、納税の改善策じゃなくしても基本的な行政事務に反映させていくとかそういうことは考えていかなあかんとおもいます。そのアンケートの件は職場内のアンケートですので、そのところは理解をお願いしたいと思います。それと監査の関係です。これもこういうことになって議会の方からも色々監査制度のことでこういう意見もいただいております。自治法に定められておる中での一定監査の導入というか、検討もしましたけれども、なかなか当町の規</p>

	<p>模では難しい部分もありまして、なんとか今の形にプラスできないのかということ課題として挙げておりますので、先ほどの御意見を参考にさせていただきたいと思えます。</p>
質問者F	<p>若い夫婦で奈半利町がこんなことになったとき、食べていけんかもしれんき売れる先を探そうと思うて、話持っていきましたら、「いやーよかった。引っ越すところやった。」って言われました。そういう人がわざわざUターンIターンで来てるのに、引っ越さなあいかんような奈半利町にこれから先ならないように。さっきの町長の話ですけれど、議員さんの中からふるさと納税の話は早くから出てたみたいで、でも「若い人が頑張ってやりゆうがやき、おまん口出しすな。」っていう話もあちこちで聞こえてきました。そういうことがないようにもう少し流れを良くする方向で。</p> <p>奈半利町は昔からそういうところがあったように私は感じてますので、そういう意見が出たときはきちんと拾い上げていくように。上におる人でも横の人でも構いません。きちんとそこは対応できるように、拾い上げてきたら、そこは上の方が話を聞くようにそういう体制を持ってください。若い人がこれから住み着いていけるように頑張ってください。</p>
竹崎町長	<p>御指摘のとおり、努力いたします。</p>
質問者H	<p>副町長さんにちょっと伺いたいがですけど、ふるさと納税が始まってから前町長とともに当初から関わりを持ちちょっとと思うがです。で、現在でもやはりなはりの郷の代表としてやっておられると思いますが、違いますか。そこで、一番内容を知るものとして副町長さんに意見を聞きたいと思えます。今回の事に関して町長さんの意見はいっぱい聞いたけど副町長の意見は聞いてないので、そのとこ</p>



	<p>ろをお願いします。どういう風に思っておられるのか、今回の事件のことに関して。</p>
<p>高橋副町長</p>	<p>自分も両首長に仕えた副町長として今回の事件は自分もいくらか関わって大事な所では話をした部分もごさいます。特に今まで言われたように一人の職員がゼロからふるさと納税にかかわってきて百十何億まで積み上げてきた、そこは大変大きな本人の苦労はすごいものがあったろうと思います。</p> <p>そういう部分の中で自分が何ができるのかという部分の中で、一定自分もそういうフォロー的な部分含めてですね、特に大きな奈半利町の重要施策として取り組んできておりましたので、なかなかそこに舵をとってブレーキをかける、色んな部分がきかざったというような、今まで皆さんが議論されてきたこと、今後についてどうしていかないかかという総合的な話が議論されておる、提言もいただいているところでごさいます。自分としては、前町長含めてふるさと納税のなかでは一定自治体が自由にできる、寄付をしていただいたお金は、まあ。どっから返礼品という形が出てきたのか自分もそこは定かではありませんが、全国的にそういう流れが出てきた中で一定町民がどうやってやったら豊かに税収も上げてやっていけるかという中で、前町長は一定返礼割合ということもふるさと納税が上がるにつれてこういうやり方をしたらどうやるなあという中で取り組んできた。特にお米の問題も出てきましたけど山間部なかなか手間がかかって大変やと、そういうなかでは一定の値段でこうちゃらんとなかなか百姓やいうものは成り立たん。そういう部分ではやっぱり手間のかかる部分は手間のかかる部分として一定の価格で買ってあげようと、単純に一例ですけれども。みんなのためにどうやったらえいろうという部分の中で来たというのは、本当にゼロからの真実の話でそれに向かって一生懸命やってきた、自分もそうい</p>

	<p>うつもりであります。</p> <p>しかしどこで舵が狂ったか、今回みたいなことになって大変残念でもあるし、自分は事務的なトップリーダーとして責任は町長ともども痛感をして残念な身を切られる思いとかそういう思いであるのが現実なところなんです。いろんな報道も含めてAさんが新聞を持ってきておりましたけれども、自分らあも新聞を見るのが辛いばあの思いを。自分も役場人生 40 年越して高校卒業して入ったわけですけども、まさかこんなことになるということは思いもよりませんでしたけれども。改めて自分の職責、職務の重大さを痛感しております。ふるさと納税制度ということ事態はほんとに小さい自治体にやりかたによってはほんとに元気になる、活性化になる、今までいろんな国の制度があったと思いますけれども、これを上手に使うと上手にすればほんとに素晴らしい制度のはずであるというのは今も自分の中にはございます。たしかに残念ではなりませんけれども、ぜひ2年後とか新たなスタートにつきましては色んな人、みんなと話をしながらですね、ぜひ改めてみんなのために新しいものを築き上げて、不正もできない、みんながチェックできてやれるようなものにぜひ仕上げていきたいなあと思っております。すみません、拙い話で。</p>
<p><b>質問者 I</b></p>	<p>私は奈半利町の若い職員の方々に感じますのは、自治六法だとか法律をすごく勉強して職員の皆さんが私たち高齢者・子供たちみんなに寄り添ってくれて優しく、法律を頭の中に置きながら対応してくれて一生懸命やって下さる職員の方がたくさんいますので、これからも若い方に頼りたいし、奈半利町の将来をしっかりと見据えてお仕事をしてくださる。どんなときでも困ったときに相談に行ったときに対応してくださるそんな素晴らしい職員の方がたくさんいますので、そのことを私たち住民のみなさんが一緒に支え合って生きていくっていうこと、優しい心でともに輝い</p>

	<p>てその先へ一緒に進んでいけたらと思っておりますのでどうかわたしたち住民が頼っていける素晴らしい職員町長さんをはじめ素晴らしいスタッフやと思っておりますのでどうか今後も奈半利町は素晴らしい、奈半利町になると思いますので、私たちも一生懸命カバーして素晴らしい奈半利町になるように頑張りますので、どうか今後とも職員の皆さんに感謝しながら若い方々に感謝しながら今後ともどうかお願いしたいと思っております。</p>
<p>質問者 A</p>	<p>民間の方に議会が機能していないというかたちで疑惑を持たれている。議会の中から町に納入されているお米とか野菜というのを言い値という形で。だから議会は何も言えないということを聞きますが、御意見もらえたら。10人いる議員の中で何人いますか。数だけでも分かりませんか。</p>
<p>高橋副町長</p>	<p>基本的に担当ありますけれども、議員さんの中でも息子さんが米を作っておるとか、息子さんの名前でふるさと納税納入しゅうというばあいもあるかもわかりません。漁師さんがおって息子さんの名前を出しよってという経緯もあるかもわかりません。詳しくは押さえてませんけれども議員さんがたくさんおるという話ではないと思います。</p>
<p>質問者 A</p>	<p>そういう疑惑があるということで議会が何にもしないと先ほどの方からも言われている。町民からも言われる。電話もかかってくる。だから、そういうのがあるのであれば当然そういう方々にも、そういう注意を促して今言われるように高知新聞にも書かれちゅうように米が2倍ちよつと。高い値段で、1等から3等まであるのが高い値段でとっていると噂がとんでるから、議員のそういう払拭をするためにも何人ぐらい納入業者がいるのかということ、総務課長あなたがふるさと納税の担当者やき。それが分からん、今言えんという事自体は議会を庇うという事。</p>

高橋副町長	<p>かっちり処理、確認して言うたらいいがですけどおぼろげながら2人ばあおるろかな</p>
質問者A	<p>2人いう事はない。野菜いれゆう、スイカいれゆう、米いれゆう。前の町長も米いれゆう。</p>
高橋副町長	<p>いや前の町長は。議員さんていう話やったき</p>
質問者A	<p>それは違うわ。それに議員になっちゅう人、なはりの郷の。</p> <p>なはりの郷の議員になっちゅうき言いゆうわけよ。まあ言えんがやったらいい。それは町長、議会を庇うという事やき。結構です。</p>
質問者B	<p>最後の要請の部分だけ一点言い抜かっておったのでそれだけ言わしてください。</p> <p>今後の町政への要請といたしまして、職員や町民の声に真摯に応えられるよう、誰もが安心して「悪いものは悪い、いいものは良い」と率直に声あげられるような、昔で言えば目安箱的な仕組みづくりと併せて、町職員の内部告発者保護制度の真の確立を図り、町政に反映させていただきたいと要請いたします。以上です。</p>
畠中課長補佐	<p>その他に御質問はございませんか。</p> <p>無いようでしたら、今日の説明会はここで終わらせていただきたいと思います。様々な御意見ありがとうございました。</p> <p>本日は、皆様の貴重なお時間を頂きましてこのような説明会に御参加いただき誠にありがとうございました。貴重な意見と御提案をいただきましたので持ち帰ってしっかりと今後に生かしたいと思っております。</p>

	それでは、これにてふるさと納税に関する住民説明会を閉会いたします。ありがとうございました
--	--

5. 閉会午後 8 時 53 分